

規制の事前評価書

評価実施時期：平成 20 年 8 月 8 日

施策等名	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	担当課 (担当課長名)	総合政策局海洋政策課 (課長 鈴木 昭久)
施策等の概要	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号、以下「海防法」という。）では、一定の総トン数又は最大搭載人員の船舶に対しては、未処理のふん尿等（総トン数 400 トン以上又は最大搭載人員 16 人以上の国際航海に従事する船舶にあつてはふん尿等浄化装置により処理されていないふん尿等）の排出方法について、原則として「海面下に排出すること」と規定されており、本規定に係る経過措置が終了する平成 20 年 9 月以降、特定の船舶については当該基準に基づく排出が義務付けられることとなること、水中翼船等、その構造上、海面下排出が困難な場合にあつても、国土交通省令で定める排出率以下で排出する場合であれば、海面より上の位置から排出することができることとする。</p> <p>【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 3 条第 2 項及び別表第 2】</p>		
施策等の目的	<p>海防法では、船舶からのふん尿等の排出方法について一定の規制を行っているところ、そのうち「海面下に排出すること」との基準については、水中翼船等の航行形態の特殊な船舶が対応することは困難であるため、今般、船舶に起因する海洋汚染の防止の観点から検討を行った結果を踏まえ、海面より上の位置からふん尿等を排出する場合の排出基準を定めるものである。</p>		
政策目標	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値 (目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>① 船舶からのふん尿等の排出については、「海面下に排出すること」との基準が設けられている。これは、排出配管内に海面の高さまで満たされた海水の抵抗によって、ふん尿等の排出速度が緩やかとなり、ふん尿等が拡散しやすくなることから設けられた基準であるが、水中翼船等については、その構造上、海面下排出が困難である。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>② 「海面下に排出すること」との基準は、ふん尿等を拡散させるために設けられたものであるため、同等の拡散効果が得られるのであれば、海面下排出によらなくともよいものである。したがって、①で述べた海面下排出のように海水の抵抗によって排出速度が減じられた場合と同程度に緩やかな排出速度であれば、海面より上の位置から排出する場合であっても海面下排出の場合と同程度の拡散効果が得られるため、海洋環境の保全の観点からは問題ないものと考えられる。(=原因分析及び課題の特定)</p> <p>③ 以上のことから、国土交通省令で定める排出率以下であれば海面より上の位置から排出することができることとする。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	<p>水中翼船等については、ふん尿等を海面下に排出することが構造上困難であることから、海面下排出による場合と同程度にふん尿等が拡散されるのであれば、海面下排出以外の基準を認めることは社会的に必要である。</p>		
行政の関与	<p>水中翼船等からのふん尿等の排出に関する規制の緩和は、その航行形態の特殊性を考慮した我が国の海洋環境の保全のための施策であるので、行政の関与が必要である。</p>		

国の関与	海防法の適用がある船舶は明文の規定のある場合を除き、日本国籍の船舶及び我が国の領海及び排他的経済水域にある外国船舶に対して適用されるものであり、一律に施策を実施する必要があることから、国の関与が必要である。
施策等の効率性	<p>本施策によれば、「海面下に排出すること」との基準に適合した方法によってふん尿等を排出することがその構造上困難である水中翼船等については、経過措置の終了後も海面より上の位置からふん尿等を排出することができるため、費用を生じさせるものではなく（＝遵守費用）、行政においても、体制強化等を行うことなく対応できるものであり、費用は生じない。（＝行政費用）</p> <p>また、一定以下の排出率で海面より上の位置からふん尿等を排出する方法を認めれば、海面下排出による場合と同程度に海洋環境を保全しながらも、海面下排出が構造上困難である水中翼船等が費用を生じずに航行することが可能となり（＝規制の便益）、従って、便益が費用を上回るものである（＝費用と便益の関係）。</p> <p>なお、ふん尿処理装置を備え付けた場合、ふん尿等の海域への排出はなくなるが、当該装置は約300万円で、重量が約5トンの重量物であり、水中翼船等は、軽量化が求められているため、例えば水中翼船の場合、その備え付けのために平均的な大きさのものでは旅客定員（定員200名）を約30名減じる必要が生じるため、経済的損失があまりにも大きい（＝代替案の費用と便益の関係の分析）。</p> <p>よって、本案の方が費用の点で代替案より優れているといえる（＝本案と代替案の比較）。</p>
施策等の有効性	本施策により、ふん尿等を海面下に排出することが構造上困難である水中翼船等においても、負担を生じることなくふん尿等を排出することが可能となり、また、海面下排出による場合と同程度にふん尿等が拡散されることとなるため、社会的なニーズと海洋環境の保全について考慮した合理的な施策であることから、有効であるといえる。
その他特記すべき事項	平成21年度までに事後検証を実施する。